

## 1 趣旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第32条の5第1項の規定により、下記の暴力追放運動推進センターについて、適格都道府県センターとして認定し、同法第32条の7の規定に基づき、その旨を公示するとともに、書面により通知するもの。

※ 本年1月30日、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用差止を請求できる制度が導入されたことを受け、申請のあった都道府県暴力追放運動推進センターについて3回目の認定を行うもの。

## 2 認定を受ける都道府県暴力追放運動推進センター

- (1) 公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター
- (2) 公益財団法人富山県暴力追放運動推進センター
- (3) 公益財団法人暴力追放愛知県民会議
- (4) 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター
- (5) 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター
- (6) 公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター
- (7) 公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センター
- (8) 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター

## 3 認定要件の適合性

認定を受けるためには、法第32条の5第3項各号に規定する要件に適合している必要があるところ、上記2の都道府県暴力追放運動推進センターは、いずれも

- 業務を適正に遂行するための体制及び業務規程を整備（1号要件）
- 専門的知識経験を有する弁護士等を配置（2号要件）
- 業務を適正に遂行するに足りる財源を確保（3号要件）

しており、要件の全てに適合していると認められる。

## 4 その他

本年2月に認定を受けた公益財団法人徳島県暴力追放県民センターが、徳島市内の山口組傘下組織の暴力団事務所に対し、内容証明郵便の送付による裁判外の請求を行い、当該事務所の撤去に至った（全国初の請求）。

公安委員会

説明資料No. 2

警察庁長官に対する開示請求の決定について

(行政機関情報公開法関係)

平成25年7月25日

総務課

(略)

## 1 概要

- 懲戒処分者数は193人(-12人(前年同期比。以下同じ。))。
- 懲戒処分の種類のうち、免職は16人(-15人)、停職は51人(-1人)、減給は91人(+14人)、戒告は35人(-10人)。
- 行為責任による処分者のうち、業務上は73人(-2人)、私行上は120人(-4人)。
- 平成25年上半期の逮捕者は45人(-6人)。

## 2 懲戒処分者数の推移

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計	年間合計
25年上半期	16	51	91	35	193	—
24年上半期	31	52	77	45(6)	205(6)	458(6)
23年上半期	16	40	58(1)	52(13)	166(14)	367(20)
22年上半期	21	38	61(1)	60(10)	180(11)	385(35)
21年上半期	21	17	32(1)	25(5)	95(6)	242(17)
20年上半期	18	23	45	39(3)	125(3)	252(5)
19年上半期	19	17	58	48(6)	142(6)	303(18)
18年上半期	15	40	72(2)	67(10)	194(12)	361(23)
17年上半期	14	21	48(1)	47(2)	130(3)	341(15)
16年上半期	19	26	64(3)	57(3)	166(6)	488(10)
15年上半期	13	45	82(3)	79(7)	219(10)	432(18)
14年上半期	26	42	136(13)	114(17)	318(30)	568(38)
13年上半期	13	38	69(5)	95(18)	215(23)	486(41)
12年上半期	38	26	100(27)	96(36)	281(63)	546(84)

注1：( )内は監督責任による処分者数を内数で示す。

注2：12年の合計欄及び年間合計欄の数値は、論旨免職(同年6月14日以降運用を停止)の21人を加えたもの。

## 3 事由別処分者数

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		3	10	4	17
被疑者事故等		3	2		5
情報管理・取扱不適切					
職権濫用・収賄供応等	2	2	1	1	6
犯人隠避等					
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等	2	6	15	1	24
物品管理不適切等			1	2	3
その他の勤務規律違反等		2	4	6	12
暴行・傷害等	2	2	8	3	15
窃盗・詐欺・横領等	4	13	11	1	29
交通事故・違反	3	6	1	7	17
異性関係	2	14	37	8	61
その他の法令違反等	1		1	2	4
監督責任					
計	16	51	91	35	193

## 1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「被害者の立場に立った被害届、告訴・告発等の受理対応状況及び適正捜査の徹底状況」を全国統一実施項目として、47都道府県警察に対して監察を実施した。

## 2 監察実施結果

### (1) 被害届及び告訴・告発の迅速・確実な受理に向けた取組状況

- 警察署では、被害届を不受理とした場合には、警察安全相談の受理票等を活用して届出の内容、状況等を記録化し、署長に報告している。
  - ・ 被害届の意思のない事案も含めて不受理として署長に報告するなど、被害届の受理を先送りしないための措置を徹底している事例が認められた。
  - ・ 被害の届出人に対して連絡先を教示する書面の交付を行い、交付書面に工夫を凝らしている事例が認められた。
- 本部及び警察署では、告訴・告発センター等を設置し、運用を開始している、又は設置に向けた検討をしている。

### (2) 捜査の管理状況

- 警察署では、犯罪事件受理簿への犯罪事件の登載、犯罪事件処理簿への処理経過の記載等により、捜査状況を適切に管理している。
  - × 事件指揮簿の記載が不十分な事例が認められたため、必要事項を記載させる指導を徹底しつつ、事件指揮簿に記載すべき事項等について検討することとした。
    - ・ 犯罪事件受理簿への登載漏れをなくすために、被害届の様式に一連番号を付して管理するなどの効果的な取組が認められた。
- 警察署では、任意段階の被疑者等と呼び出して取調を行うに当たり、呼出簿へ必要事項を記載し、取調状況を適切に管理している。
  - × 呼出簿の記載が不十分な事例が認められたため、取調べ管理上の重要性を認識させる指導を徹底することとした。

### (3) 捜査資料の保管管理状況

- 本部及び警察署では、捜査書類を個人保管する場合の捜査幹部の承認と個人情報等の消去等を適切に行っている。
- 本部及び警察署では、捜査関係事項照会書等の様式への一連番号の付与、捜査幹部による発出の判断等を適切に行っている。

### (4) 証拠物件の保管管理状況

- 警察署では、証拠物件を管理簿冊に登載し、証拠物件の出納状況を明らかにするなど、証拠物件を適切に管理している。
- 警察署では、証拠物件を施錠設備のある保管庫等において混同・散逸防止措置を講じて保管するなど、証拠物件を適切に保管している。
  - ・ 本部による証拠物件の一括管理又は証拠物件の封印措置により、負担軽減等の効果を上げている状況が認められた。

1 検挙状況（期日後3日、7月24日現在）

区分	罪種	今回(H25.7.4公示、H25.7.21投票) H25.7.24現在		前回(H22.6.24公示、H22.7.11投票) H22.7.14現在		前回比	
		事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)
		期日前	自由妨害	15	15(15)	14	14(14)
	投票干渉	0	0(0)	1	1(1)	-1	-1(-1)
	その他	1	1(1)	3	3(3)	-2	-2(-2)
	合計	16	16(16)	18	18(18)	-2	-2(-2)
期日	自由妨害	0	0	1	1(1)	-1	-1(-1)
	詐偽投票	1	1(1)	0	0	1	1(1)
	その他	0	0	1	1(1)	-1	-1(-1)
	合計	1	1(1)	2	2(2)	-1	-1(-1)
期日後	自由妨害	0	0	1	1(1)	-1	-1(-1)
	投票干渉	2	3(3)	2	4(4)	0	-1(-1)
	詐偽投票	1	3(3)	0	0	1	3(3)
	投票偽造	0	0	1	2(2)	-1	-2(-2)
	買収	2	5(3)	4	5(5)	-2	0(-2)
	その他	3	3(3)	0	0	3	3(3)
	合計	8	14(12)	8	12(12)	0	2(0)
合計	自由妨害	15	15(15)	16	16(16)	-1	-1(-1)
	投票干渉	2	3(3)	3	5(5)	-1	-2(-2)
	詐偽投票	2	4(4)	0	0	2	4(4)
	投票偽造	0	0	1	2(2)	-1	-2(-2)
	買収	2	5(3)	4	5(5)	-2	0(-2)
	その他	4	4(4)	4	4(4)	0	0
	合計	25	31(29)	28	32(32)	-3	-1(-3)

2 主な検挙事例

- 運動員による現金買収事件（大阪府警、和歌山県警）
- 運動員による投票干渉事件（宮崎県警）

3 警告件数（期日前2日、7月19日現在）

インターネットを利用した選挙違反の警告は23件であり、うちホームページ・ブログ利用が10件、SNS利用が5件、電子メール利用が8件である。

区分 態様別	今回 (H25.7.19現在)	前回 (H22.7.9現在)	前回比
文書頒布	181	138	43
文書掲示	1,756	1,614	142
言論	20	21	-1
その他	77	63	14
合計	2,034	1,836	198

(注) 今回及び前回の件数は、いずれも期日前2日現在のものである。

第1 裁判員裁判対象事件に係る試行

1 拡大後の試行の実施状況（平成24年4月から平成25年3月までの1年間）

- (1) 実施状況 2,637件、4,172回、実施率77.2%（拒否 178件） 【本文4頁】  
(2) 入室からの録音・録画の試行 試行として70件実施 【同21頁】

2 拡大後の試行に従事した取調べ官（2,155人）の意見

- (1) 試行による録音・録画の有効性に関する評価 【同22頁】  
9割を超える取調べ官が取調べにおける録音・録画は有効と回答  
(2) 取調べの全過程を録音・録画することについての意見 【同26頁】  
「事件によっては全過程を録音・録画した方がよい場合がある」が増加  
(3) 取調べの録音・録画を義務付けることについての意見 【同28頁】  
「個別の事件ごとに判断すべきである」が増加

3 試行拡大後の実施状況の評価

【同33頁】

- 被疑者が自発的に発言する機会を多く取り入れた取調べ方法（「プレビュー場面」「ライブ方式」等）による録音・録画を実施することは、供述の任意性、信用性の立証上極めて有効である。
- 事件の内容、被疑者の性格、属性や特性、証拠の収集状況等によっては、録音・録画の実施が取調べによる真相解明に支障を及ぼす場合がある。

4 今後の方針

【同35頁】

心理学的知見に基づく取調べ手法の習得に努め、取調べの録音・録画の有用性を一層高める。

第2 知的障害を有する被疑者に係る試行

1 実施状況（平成24年5月から平成25年4月までの1年間）

【同38頁】

- (1) 試行の実施状況 967件、1,799回（不実施件数 70件）  
(2) 知的障害を有すると判断した理由 【同41頁】  
知的障害を有すると判断した1,037件のうち827件が公的認定あり  
(3) 心理・福祉関係者による取調べの助言 58件（立会いはなし） 【同47頁】  
(4) 入室からの録音・録画の試行 試行として18件実施 【同48頁】

2 試行に従事した取調べ官（940人）の意見

- (1) 試行による録音・録画に関する評価 【同48頁】  
7割近くの取調べ官が録音・録画の実施の可否は、個別事件ごと判断すべきと回答

- (2) 録音・録画のメリットとデメリット 【同50頁】

9割を超える取調べ官が取調べにおける録音・録画は有効と回答し、また、デメリット「無」が増えているところにも注目

3 試行の実施状況の評価

【同54頁】

録音・録画は、供述の任意性等についての的確な立証を図る観点から、効果的であるといえる反面、被疑者が有する特性の程度、事件の内容等を考慮すると、全過程の録音・録画については、取調べの真相解明に支障を及ぼす場合がある。

4 今後の方針

【同55頁】

心理学的知見に基づく誘導性の低い質問方法等を全捜査員が習得できるよう、取調べ技術の高度化を引き続き図り、積極的かつ有効な試行に取り組む。

公安委員会	DNA型鑑定及びDNA型データベースの活用状況等について	平成25年7月25日
説明資料No. 7		犯罪鑑識官

## 1 DNA型鑑定及びDNA型データベースの活用状況

### (1) DNA型鑑定の実施件数

DNA型鑑定の実施件数（年間）は年々増加。

本年上半期は140,676件で、前年同期に比べて18,566件の増加。被疑者資料のDNA型鑑定が増加。

### (2) DNA型データベースの運用状況

DNA型データベースの登録件数（累計）は年々増加。

本年6月30日現在で被疑者資料のDNA型記録の登録件数は362,337件で、前年同期に比べて125,809件の増加。遺留資料のDNA型記録の登録件数は37,894件で、前年同期に比べて3,008件の増加。

DNA型データベースの一致件数（年間）も年々増加。

本年上半期は4,097件で、前年同期に比べて76件の増加。犯人の割り出しに係る一致件数が増加。

（注）「一致件数」とは、DNA型データベースに照会したDNA型記録のDNA型とDNA型データベースに登録されたDNA型記録のDNA型が一致した件数である。

## 2 課題

現在のDNA型鑑定の態勢で、増加するDNA型鑑定の需要に的確に対応することは困難。適正なDNA型鑑定を効率的に行うためDNA型鑑定の態勢の充実・強化が喫緊の課題。

## 3 現時点における取組

### (1) 大量一括処理装置の整備

鑑定の各工程作業の指示、管理及び記録をコンピュータ制御によって自動化することにより、大量の被疑者資料のDNA型鑑定を集中的に実施することを可能とする装置を整備中。

### (2) DNA型鑑定員の増強

科学警察研究所の研修を修了し、DNA型鑑定に必要な知識・技能を修得したと認められる鑑定技術職員（DNA型鑑定員）を増強中。

### (3) 試薬の一括調達

試薬等を十分に確保するためのコスト削減策として、高価な鑑定試薬について、警察庁で一括調達する方法を試行中。

### 1 法人の概要

自動車安全運転センターは、自動車の運転に関する研修の実施、運転経歴に係る証明書及び交通事故に関する証明書の交付並びに交通事故に関する調査研究等を行っている法人であり、東京都所在の本部、茨城県所在の安全運転中央研修所のほか、全都道府県に51事務所を置き、合計約450人の職員を擁している。

### 2 評議員会

自動車安全運転センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととされており、評議員会は、評議員20名以内で組織することとされている。

評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可（長官専決）を受けて、理事長が任命することとされている。

### 3 今回の認可申請

16名の評議員のうち2名が任期満了となることから、1名の再任及び1名の就任について認可申請がなされたため、平成25年7月23日付けで長官専決により認可した。

- 再任 氏名 徳物 文雄 （とくぶつ ふみお）  
役職 社団法人生命保険協会副会長
- 新任 氏名 野田 健 （のだ たけし）  
役職 一般財団法人全日本交通安全協会理事長  
(任期満了となったもの 奥村 萬壽雄)
- 任期 平成25年8月21日から平成27年8月20日までの2年間



## 1 不正プログラム解析の実施状況

### (1) 実施結果

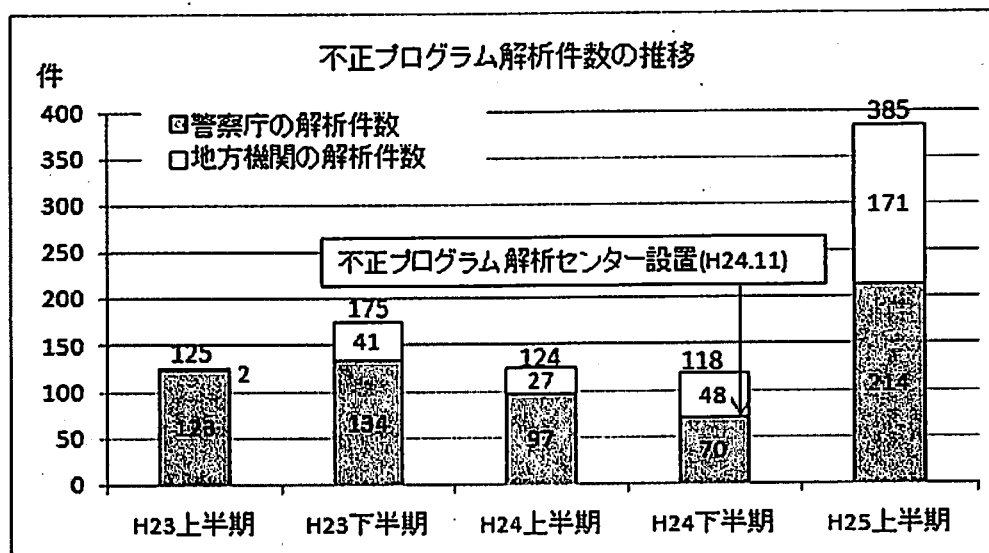
- 不正プログラム解析件数\*は385件で過去最高（前期比約3.3倍）
- 警察庁(不正プログラム解析センター)での解析件数の増加(前期比約3.1倍)

【分析】 標的型メールに添付された不正プログラムの解析が増加

- 地方機関での解析件数の増加（前期比約3.6倍）

【分析】 ネットバンキング事案に係る不正プログラムの解析とともに、昨年の誤認逮捕事案を受け、不正プログラムの有無を確認するための解析要請が増加

※ 解析には不正プログラムの有無の確認や抽出を含み、解析件数には解析中のものを含む。



### (2) 最近の不正プログラムの特徴

- 巧妙化・複雑化が顕著
  - ① 解析を検知しその進行を妨害する不正プログラム
  - ② 一部が暗号化された不正プログラム
  - ③ 分散して潜伏し活動（役割を分担）する不正プログラム
  - ④ WEBサイトを閲覧しただけで感染する不正プログラム（別紙）

## 2 当面の推進事項

- 不正プログラム解析をはじめ高度な情報技術解析を推進する体制の確立
- 解析官等解析能力に優れた人材の育成（専科教養枠の拡大等）
- 民間有識者コミュニティとの連携（最新の不正プログラムに関する情報交換等を通じた解析能力の強化）